

川越都市計画道路の変更(埼玉県決定)

都市計画道路中3・4・15号新河岸駅前通線を3・4・15号新河岸駅前通り線に名称を改め、3・4・15号新河岸駅前通り線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・15	新河岸駅前通り線	川越市 広栄町	川越市 大字砂 字亀原	川越市 砂新田 1丁目	約 3,100 m	地 表 式	2車線	16m	西武新宿線と 立体交差 幹線街路と 平面交差4箇所	面積 約 3,200 m ²
			なお、川越市大字砂字亀原及び字西原地内に新河岸駅西口駅前広場を設ける。								
	3・4・16	寺尾 大仙波線	川越市 大字 寺尾 字大原	川越市 大字 大仙波 字江下 ノ下	川越市 大字砂 字末広	約 2,800 m		2車線	16m		
	構造形式の内訳		川越市 大字 扇河岸 字末広	川越市 大字 大仙波 字青柳		約 370 m	嵩 上 式	/	13m	JR川越線と 立体交差	
					約 2,430 m	地 表 式	16m		幹線街路と 平面交差3箇所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

都市計画道路を本案のように変更し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ろうとするものである。